

1 医療機関

日本には多くの医療機関があります。

診療所やクリニックは、日常的な病気やけがの治療，中小病院は手術や入院が必要な場合や救急医療を要する場合，大病院は重症の救急患者や高度な医療を要する患者への医療というように、役割分担がなされています。

医療機関の受診に制限はありませんが、緊急な医療を必要としない軽度の病気やけがであれば、身近な診療所にかかりましょう。

病院や診療所では、健康保険証を提示してください。健康保険証を提示すると、医療費の自己負担が一部になります。健康保険証を提示しなかったり、医療保険に加入していない場合、医療費が全額自己負担となります。

1 - 1 医療機関の種類

病気やけがの状況によって、受診科目が決まります。受診科目によって、実際どのような病気やけがを診てもらえるのか、下記に例として示します。

内科 消化器，呼吸器，循環器，泌尿器，血液，内分泌，神経など内臓器官の病気の診断や主に薬剤を使った手術以外の治療を行います。かぜをはじめとした一般的な病気の診断や治療も行います。

外科 癌や外傷による内臓の病気を手術を中心に治療を行います。

小児科 小児の病気の治療を行います。

整形外科 骨，関節，筋，腱といった運動に関連する臓器やそれらにかかわる神経の病気の治療を行います。

眼科 眼に関連する病気の治療を行います。

歯科 歯に関連する病気の治療・矯正・加工などを行います。

産科 妊娠，分娩，新生児など，出産に関連した病気などの治療を行います。

1 - 2 医療機関を探す

医療機関は、住んでいる地域の市町村が発行する広報誌、インターネット、また、各都道府県がホームページなどで提供している医療情報ネットなどから探すことができます。加えて、住んでいる地域の市町村や、日本全国で380か所以上設置されている医療安全支援センター（ ）にも相談可能です。

また、日本語が不自由な方は、通訳が利用できる医療機関がないか、住んでいる地域の市町村や地域の国際交流協会に相談願います。また、外国語で相談に応じてくれるNPO法人もあります。

都道府県、保健所を設置する市及び特別区に設置

2 医療保険

日本に住む人は国籍に関係なく公的医療保険に加入し、病気やけがをした場合に、「誰でも」、「どこでも」、「いつでも」保険を使って医療を受けることができます。社会全体で負担をシェアすることで、患者が支払う医療費の自己負担の額が軽減され、良質で高度な医療を受ける機会を平等に保障する仕組みとなっています。

医療機関の窓口で保険証を提示することにより、一定割合の自己負担で医療を受けることができます。

なお、日本と医療保険を含む社会保障協定を締結している国の方で、本国政府からの社会保険加入証明書の交付を受けている方は、日本の医療保険制度に加入する必要がない場合があります。

2 - 1 健康保険

健康保険への加入が義務付けられている会社（事業所）に勤めていて、次のいずれかに該当する方は、加入する必要があります。

正社員、法人の代表者、役員の場合

- ・ 1週間の決まった労働時間が20時間以上
- ・ 勤務期間が1年以上見込まれること
- ・ 毎月の賃金が8.8万円以上
- ・ 学生以外
- ・ 従業員501人以上の会社に勤務

以上の5つの要件を全て満たす方

パートタイマー、アルバイトなどであって、週の労働時間が30時間未満であっても、同じ会社（事業所）の正社員の1週間の決まった労働時間の4分の3以上働いている方の場合

(1) 保険料

健康保険の保険料は、原則として会社と被保険者（保険加入者）が半分ずつ負担します。被扶養者の方については、保険料の負担がありません。

(2) 給付内容

ア 医療費の自己負担

保険を利用した医療費の一部負担（自己負担）割合は、

- ・ 6歳（義務教育就学前）未満：2割
- ・ 70歳未満：3割
- ・ 70歳から74歳まで：2割（現役並所得者は3割）

イ 療養費

就職直後で保険証が手元がない、ギブスなどの治療用装具を購入したとき、医師が必要と認めたあんま・はり・きゅう・マッサージなどを受けたとき、海外で診療を受けたときなど、当該治療などにかかった費用をいったん全額自己負担し、その後、申請して認められると、一部負担（自己負担）以外が療養費として支給されます。

ウ 高額療養費

医療機関や薬局の窓口で支払った額（入院時の食事負担や差額ベッド代などは含みません。）が、1か月で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。最終的な自己負担額となる毎月の「負担の上限額」は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によってちがいます。

エ 移送費

病気やけがで移動するのが難しい患者が、医師の指示で一時的・緊急的な必要があり、移送された場合は、次の要件を全て満たしていると、移送費が現金で支給されます。

- ・ 移送により適切な診療を受けたこと
- ・ 移送の原因である疾病又は負傷により移動が困難であること
- ・ 緊急その他やむを得なかったこと

オ 傷病手当金

被保険者（加入者）が病気やけがなどのために働くことができず、仕事を連続して3日間休み、4日目以降の休んだ日に対して支給されます。

支給される期間は、支給開始日から数えて最長で1年6か月です。

カ 出産育児一時金

被保険者（加入者）又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するために支給される制度です。支給額は1児につき原則として42万円です。

キ 出産手当金

健康保険の被保険者が出産のため会社を休んだときは、出産（予定）の日以前42日（多胎妊娠の場合は、98日）から出産後56日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として出産手当金が支給されます。

ク 家族療養費

被扶養者の病気やけがに対しては、家族療養費が支給されます。その支給の範囲・受給方法・受給期間などは、被保険者（加入者）に対する療養の給付と同じです。

2 - 2 国民健康保険

住民登録を行っている方で、職場の健康保険の対象でない75歳未満の方は、国民健康保険に加入することになります。

外国人の方については、次のいずれかに該当する方を除いて、国民健康保険に加入する必要があります。

在留期間が3か月以下の方

在留期間が3か月以下でも、在留資格「興行」、「技能実習」、「家族滞在」、「特定活動（下記 又は に該当する場合を除きます。）」の場合で、資料により3か月を超えて在留すると認められる方は、加入できます。

在留資格「短期滞在」の方

在留資格「特定活動」のうち、「医療を受ける活動」又は「その方の日常の世話をする活動」をする方

在留資格「特定活動」のうち、「観光、保養その他これらに類似する活動」をする方

在留資格「外交」の方

不法滞在などで在留資格のない方

日本と医療保険を含む社会保障協定を結んでいる国の方で、本国政府からの社会保険加入証明書（適用証明書）の交付を受けている方

国民健康保険への加入手続は、お住まいの市町村で行います。詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せください。

なお、現在お住まいの市町村から別の市町村に引越される方、職場の健康保険に加入した方などは、国民健康保険を脱退する手続が必要となります。

（1）保険料

国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主は、保険料を納める必要があります。保険料は国民健康保険を支える貴重な財源で、1人1人の保険料が国民健康保険を支えています。

保険料は、加入している方の所得などによって決定されるので、年度ごと、また、世帯ごとに保険料が違います。加入者1人ごとに保険料を計算しますが、世帯ごとに合計し、世帯主が保険料を納める義務者となります。世帯主が職場の健康保険に加入していて、家族だけが国民健康保険に加入している場合も同様です。

国民健康保険加入者が40歳になった月からは、介護保険料が月割りで加算されます。40歳になった月の翌月に、保険料の変更通知書が市町村から送付されます。

国民健康保険の資格取得日（加入日）は、市町村に届け出た日ではなく、加入の事実が発生した日（退職日の翌日など）になります。

届出が遅れた場合でも、保険料は加入日までさかのぼって負担することになります。

所得や生活状況などにより、保険料の軽減や減免を受けることができる措置があります。詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せください。

(2) 給付内容

ア 療養の給付（病院にかかるとき）

病気やけがにより病院などで治療を受けるとき、窓口で保険証を提示することにより、医療費は一部の負担ですみます。

病院などの窓口で支払う一部負担の割合（自己負担の割合）は、年齢や所得によって違います。

国民健康保険を利用した医療費の一部負担（自己負担）割合は、

・ 6歳（義務教育就学前）未満：2割

・ 70歳未満：3割

・ 70歳以上から75歳未満

現役並み所得者以外で1944年4月1日以前生まれの方：1割

現役並み所得者以外で1944年4月1日以降生まれの方：2割

現役並み所得者の方：3割

75歳以上の方は、後期高齢者医療制度が適用されます。

イ 療養費

就職直後で保険証が手元にない、ギプスなどの治療用装具を購入したとき、医師が必要と認めたあんま・はり・きゅう・柔道整復などを受けたとき、海外で診療を受けたときなど、医療費をいったん全額自己負担した場合、申請して認められると、自己負担以外が療養費として支給されます。

ウ 高額療養費

医療機関や薬局の窓口で支払った額（入院時の食事負担や差額ベッド代等は含みません。）が、1か月で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。最終的な自己負担額となる毎月の「負担の上限額」は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によってちがいます。

エ 移送費

病気やけがで移動するのが難しい患者が、医師の指示で一時的・緊急的な必要があり、移送された場合は、移送費が現金で支給されます。

オ 出産育児一時金

国民健康保険に加入されている方が出産したときは、原則42万円が支給されます。市町村などが直接病院に出産育児一時金を支払うことにより、国民健康保険の加入者の方は、出産費用から出産育児一時金を差し引いた額を病院で支払うことができる「直接支払制度」や、市町村などに出産育児一時金の請求を行う際に、出産する医療機関などにその受取りを任せることにより、医療機関などへ直接出産育児一時金が支給される制度を利用することができます。

カ 交通事故に遭ったとき

交通事故など第三者の行為によりけがをした場合の治療費は、本来は加害者が負担すべきものですが、場合によっては、国民健康保険を使って診療を受けることができます。

国民健康保険を使って治療する場合は、市町村に届出をしてください。

2 - 3 後期高齢者医療制度

住民登録を行っている方で、75歳以上の方（ ）は、後期高齢者医療制度に加入することになります。なお、それまで加入していた健康保険（国民健康保険，健康保険組合，協会けんぽ，共済組合など）は、脱退となります。

65歳から74歳までの方で、一定の障害があると認定を受けた方も含まれます。

外国人の方については、次のいずれかに該当する方を除いて、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

在留期間が3か月以下の方

在留期間が3か月以下でも、在留資格「興行」，「技能実習」，「特定活動（下記又はに該当する場合は除きます。）」の場合で、資料により3か月を超えて在留すると認められる方は、加入できません。

在留資格「短期滞在」の方

在留資格「特定活動」のうち、「医療を受ける活動」又は「その方の日常の世話をする活動」をする方

在留資格「特定活動」のうち、「観光，保養その他これらに類似する活動」をする方

在留資格「外交」の方

不法滞在などで在留資格のない方

日本と医療保険を含む社会保障協定を結んでいる国の方で、本国政府からの社会保険加入証明書（適用証明書）の交付を受けている方

後期高齢者医療制度への加入手続は、お住まいの市町村で行います。詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せください。

なお、現在お住まいの市町村から都道府県をまたぐ別の市町村に引越される方などは、後期高齢者医療制度を脱退する手続が必要となります。

（1）保険料

保険料は、医療給付などを行うために必要な経費をもとに算定され、被保険者全員が負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計となります。

所得の低い方や、会社の健康保険などの被扶養者であった方は、保険料が軽減されます。

（2）給付内容

ア 療養の給付（病院にかかるとき）

病気やけがにより病院などで治療を受けるとき、窓口で保険証を提示することにより、医療費の一部の負担ですみます。病院などの窓口で支払う一部負担の割合（自己負担の割合）は、1割負担（現役並み所得者は3割）となります。

イ 療養費

加入直後で保険証が手元にない、ギプスなどの治療用装具を購入したとき、医師が必要と認めたあんま・はり・きゅう・柔道整復などを受けたとき、海外で診療を受けたときなど、当該治療などにかかった費用をいったん全額自己負担した場合、申請して認められると、自己負担以外が治療費として支給されます。

ウ 高額療養費

医療機関や薬局の窓口で支払った額（入院時の食事代や差額ベッド代などは含みません）が、1か月の自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を支給する制度です。自己負担限度額は、所得に応じて異なります。

エ 移送費

病気やけがにより移動するのが難しいが、医師の指示で緊急的にやむを得ず移送された場合、次の要件を全て満たしていると、移送費が支給されます。

移送により適切な診療を受けたこと

移送の原因である疾病又は負傷により移動が困難であること

緊急その他やむを得なかったこと

オ 交通事故に遭ったとき

交通事故など第三者の行為によりけがをした場合の治療費は、本来は加害者が負担すべきものですが、場合によっては、後期高齢者医療制度の保険証を使って診療を受けることができます。

保険証を使って診療を受ける場合は、お住まいの市町村に届出をしてください。

3 薬局

薬は、薬局やドラッグストアで購入することができます。

病気やけがの治療に薬を使用することがありますが、薬には副作用があるので、使い方には注意を要します。

薬についてわからないことがあれば、薬局やドラッグストアにいる薬剤師、登録販売者に相談してください。

3 - 1 薬局

薬局では、医師が発行した処方箋に基づいて調剤を行っており、処方箋医薬品を購入することができます。また、処方箋を受けずに購入できる薬（OTC医薬品）も購入することができます。

3 - 2 ドラッグストア

OTC医薬品に関しては、薬局と同様に購入することができます。しかし、ドラッグストアでは基本的に、処方箋を受け付けていません。